平成２１年（フ）第５９号
愛媛県今治市北日吉町１丁目11番４号　第一病院第２向天寮403号、旧住所広島県呉市安浦町大字中切481番地
債務者　森下　倫衣
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第３８４号
川崎市川崎区新川通５番９―1003号　パワーハウス／ＳＩ
債務者　神田　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番１―703号
債務者　白髭　武志
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番１―703号
債務者　白髭　文子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４００号
川崎市宮前区犬蔵３丁目２番５号　犬蔵ポイント303
債務者　鶴岡　弘美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１５８号
名古屋市中村区沖田町140　アベニュー沖田302号、住民票上の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　シーサイド錦こと　武井　　寛
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４２４号
名古屋市守山区川村町39番地の１
債務者　水野シーリングこと　水野　孝輔
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７０５号
名古屋市熱田区新尾頭１丁目８番１号　ハウザー金山３Ｃ号
債務者　冨沢　定義
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７７６号
名古屋市昭和区東郊通９丁目９番地の５　市営高辻荘705号
債務者　玉谷　輝弘
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２１８５号
福岡市早良区重留７丁目５番６号
債務者　川端　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２１８６号
福岡市早良区重留７丁目５番６号
債務者　川端美都子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２３号
福岡県宗像市鐘崎493番地
債務者　権田千恵美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８４５号
福岡市東区美和台３丁目34番11―102号
債務者　太田　紀香（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９９３号
福岡市早良区重留６丁目15番31号
債務者　廣田　英里
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９９８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4419番地20
債務者　中尾　泰治
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１１０号
福岡市東区大字勝馬463番地
債務者　野田　寿二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１１１号
福岡市東区大字勝馬463番地
債務者　野田　春子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１３４号
福岡市東区美和台２丁目32番８号
債務者　波多野由樹
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで　福岡地方裁判所第４民事部